

[丸のこ作業従事者特別教育に準ずる教育カリキュラム]

<対象者>

「携帯用丸のこ盤」を使用して行う作業に従事する労働者

<根拠法令>

平成3年1月21日付け基発第39号「安全衛生教育の推進について」
平成3年1月21日付け基安発第2号「安全衛生教育推進要綱の運用について」より
平成22年7月14日付け基安発0714号
建設業等において「携帯用丸のこ盤」を使用する作業に従事する者に対する
安全教育の徹底について

<カリキュラム>

講習内容	1. 携帯用丸のこ盤に関する知識	0.5時間
	2. 携帯用丸のこ盤を使用する作業に関する知識	1.5時間
	3. 安全な作業方法に関する知識	0.5時間
	4. 携帯用丸のこ盤の点検及び整備に関する知識	0.5時間
	5. 関係法令	0.5時間
	6. 携帯用丸のこ盤の正しい取扱方法（実技）	0.5時間
	合計	4.0時間